

会議の名称	予算決算特別委員会	開催月日・令和6年3月18日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後02時04分
出席者	近藤 伸二 南谷 清司 河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 栗津 明 原 一郎 安井 智子 川柳 雅裕 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	石黒副市長 吉村市長室長 青木危機管理担当部長 橋本総務部長 山並企画部長 伊藤市民協働部長 園部会計管理者 奥田消防長 森消防次長 山内監査委員事務局長 伊藤市長室次長 安藤秘書広報課主幹 西畠秘書広報課課長補佐 浅野危機管理課長 田島危機管理課課長補佐 太田総務課長 山木田情報推進担当課長 浅井管財課長 入山庁舎管理担当課長 立松管財課課長補佐 岩田職員課長 田中総合政策課長 金子総合政策課課長補佐 林財務課長 中島財務課課長補佐 牧野市民協働課長 横山市民協働課主幹 岩田生涯学習課長 大橋生涯学習課主幹 番図書館長 柴田スポーツ推進課長 渡邊会計課長 坂消防総務課長 今井田消防総務課主幹 渡邊救急指令課長 入江予防課長 渡辺監査課長 藤井議会総務課長	
協議事項	議第1号 令和6年度羽島市一般会計予算	

近藤委員長

それでは定刻になりましたので、ただいまより予算決算特別委員会を開会いたします。本日の委員会に議員の他、傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。本委員会に付託されました議案については、タブレット端末に格納したとおりであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑答弁をお願いします。委員におかれましては、極力一問一答で質疑をお願いします。また執行部におかれましては、発言する前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようにお願いします。なお発言時は着座にて発言いただいても構いません。

それでは、最初に議第 1 号令和 6 年度羽島市一般会計予算を議題といたします。まず、総務部及び選挙管理委員会事務局関係分について質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

栗津委員

予算書 64 ページ 2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費、旧本庁舎中庁舎解体事業 4 億 7,746 万 5,000 円についてお聞きをいたします。最初に債務負担行為 5 億 7,400 万円を認めましたけれども、落札金額とこの金額の違いを教えてください。

管財課庁舎管理担当課長

恐れ入ります。今の栗津議員のご質問に関しまして、事前にご通告をいただいておりますので、ご答弁書、用意をさせていただきます。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

栗津委員

ちょっと皆さんに確認しておきたいんですが。通告通告というけれども、これは原則 2 日前ということは、私が議員になって提案したんですよ。いいですか、その前は皆さんが議会のときに、廊下にずっと並んどった。そんなことはいかんで言って、原則は 2 日前ということでしたんですが、私、今回質問するのは、先週部長が基礎杭 619 本ということでは言われたので、急に聞くようになったんですよ。

で、今日の通告は、今日事務局に朝 7 時半か 7 時頃に FAX したつもりだけど、届いてなかったかな。そうですか。これは私が糟谷議長にお願いしたんですよね、実は、糟谷さんの

管財課庁舎管理担当課長	ときに。ほんで2日前ということになったんですよ。なら、これ後から書類なりでください。その違いをね。 それから基礎杭 619 本、中庁舎 199 本というのは、わかった日にちを教えてください。
栗津委員	中庁舎及び旧本庁舎の本数が判明いたしましたのは、令和 5 年度解体設計事務において、10 月末の納期において判明したものでございます。 さっきの債務負担行為の予算のことですがもう一つ、後からで結構ですけれども、落札金額と今度の予算と金額と違っとるんですね。落札金額と今度の予算の上程金額とこの違いもなぜかということも文章で回答を教えてください。今、わかれば回答していただいて結構ですが。これから次の質問に移ります。
管財課庁舎管理担当課長	令和 6 年度予算といたしましては、5 億 7,400 万円に令和 6 年度における工事の進捗率として 91.6%を見込み、さらに支払い限度特約事項において支払い限度額は 90%と設定しておりますことから、5 億 7,400 万円に 91.6%を乗じ、さらに 90%を乗じた額である、総額 4 億 7,320 万 6,000 円を令和 6 年度の工事費として予算計上しております。
栗津委員	今、619 本が令和 5 年度の 10 月でわかったと、こういうことでしたが、先般、山田議員の質問の中で、情報公開で入手した資料の解体見積書に解体見積もりの基礎杭が 614 本と書いてあります。この 614 本が出とるのに、令和 5 年度の 10 月というのはちょっと時期がずれとる。この違いを説明してください。
管財課庁舎管理担当課長	先般、総務部長の答弁でありましたとおり、山田議員からのご質問にありました令和 3 年度のあり方検討委員会において提出した解体工事に係る概算見積書をもとにした見積書に関しましては、杭の本数 614 本について改めて今回確認させていただきました。見積書には、羽島市役所庁舎解体工事概算、本庁舎及び中庁舎、となっておりましたことから、私どもは中庁舎分を含む数字であると認識し、その旨を回答させていただいております。今回、再度確認をさせていただいたところ、市が保管する図面を用いまして、本庁舎の杭の本数を数えたものであることが判明いたしましたので、お詫びして訂正させていただいた次第でございます。

栗津委員	今ね、羽島市の資料があったと答えられましたけども、もうこれが全て違っとるんですよ、前の説明と。ちょっとその時期は違いますが、前 200 本のときから 600 本に増本したと。そのときになぜかと聞いたら、そのときは文化庁の資料館から資料取り寄せて調査した結果、600 本になったと。こう部長答弁されましたよ。この違いはどういうことですか、これ。
管財課庁舎管理担当課長	事実誤認がございましたので、614 本から 619 本に訂正をさせさせていただいたのではなくて、今までの総務部長の発言をご紹介させていただきますが、令和 6 年 11 月 30 日の議案詳細説明におきまして、総務部長答弁においては、「令和 5 年度の詳細な設計において、旧本庁舎を支えている杭の数が、旧本庁舎と同等の同様の施設、同じ程度の床面積の建築物の標準的な数と比較した場合、約 3 倍の杭。標準的には約 200 本のところ約 600 本が使われていることがわかりました」とご答弁させていただいております。 次に、令和 6 年 12 月 8 日、後藤議員の一般質問に対する総務部長の答弁におきましても、一部抜粋させていただいておりますが、「旧本庁舎を支えている基礎杭の数が、旧本庁舎と同程度の建築物の標準的な数との比較において、約 3 倍にのぼる 600 本の杭が使われていることが判明しました」とお答えをさせていただいております。 さらに令和 6 年 12 月 14 日、栗津議員の議案質疑に対するご答弁の中において、総務部長の答弁として、これも一部抜粋させていただきますが、「今回の杭の本数に関しましては、ご質問にありましたように、杭の本数 200 本をあらかじめ公表したこともございませんし、杭が通常 3 倍の 600 本であるということは、本年 10 月に設計業者から報告があったものでございます」とお答えをさせていただいております。 つまり私どもの方は、旧庁舎の令和 3 年度概算見積額に関しまして、杭の本数を 200 本で設計したと、概算見積もりを出したということは一切お話をさせていただいた事実はありません。その旨だけご了承をお願いしたいと思います。
栗津委員	そういうね、200 本言ったか、言わなかったかは、これ後から調べればわかりますが、この文化庁の資料館、なんでこんなことが出てきたんですか、ほんなら。文化庁の資料館で調べたと言われましたよ。羽島市に設計図があったなら羽島市に設計図あったと、そのときなんで答えんですか。なんで文化庁という言葉が出てきたのか、教えてくださいよ。

管財課庁舎管理担当課長	文化庁の資料に関しましては、旧本庁舎解体事業と並行して行われております、デジタルアーカイブ事業に関しまして、坂倉準三先生の資料を収集するために、坂倉建築研究所に図面の詳細な資料提供を求めましたところ、坂倉建築研究所におきましては、資料を全て国の国立建築資料館の方にご提供されてしまっているということがございましたので、そちらの方に資料を請求させていただいた経緯がございます。そのものを含めて、今回の令和5年度の解体設計業務におきましては、資料となり得ることから提供させていただいた旨をご説明させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。
栗津委員	その資料館の資料で600本と、勘定したら600本出てきたんでしょう。違いますか。
管財課庁舎管理担当課長	私どもには、保管しておりました資料並びに文化庁の方で取り寄せた資料合わせて、設計事業者の方にお渡しさせていただいた上で、旧本庁舎分が619本中庁舎分が199本の合計818本であることが正確に判明したものでございます。
栗津委員	では、ちょっと違ったことですが、山田議員が情報公開で入手した解体見積書、これに日付がないのは何でやな。見積もりに日付がねえというのは。
管財課庁舎管理担当課長	見積もりにおきましては、いつ取得したかということをお知らせするものではなく、私どもとしては個体並びに事業者名等々を含めて情報開示する必要のないものとして、そちらの方は明示させていただいてないということでございます。
栗津委員	本体には日付があるということだね。
管財課庁舎管理担当課長	申し訳ありません、本体というのは、何を指してお見えでしょうか。
栗津委員	黒塗りにした書類、原本。
管財課庁舎管理担当課長	今、即答できませんので、改めて確認してお答えさせていただきます。もう一つ、よろしいでしょうか。ただし令和3年度あり方検討委員会の委員会開催前に徴取したことは間

	違いございません。
栗津委員	そんなね、見積書に日付が載っとらん。隠す必要もない、私は思います。これは故意に消したと、本当に思いますよ、私は。そういうふうで疑惑を持たれるんでしょう、これは。
管財課庁舎管理担当課長	恐れ入ります。私どもは、情報提供させていただいた黒塗りの部分において、一切、改ざん及び隠蔽するような意図を持って行ったものではありませんので、ご理解ご了承の方をよろしくお願いいたします。
栗津委員	いや、黒塗りのところを言っとるんやねえ。日付が、その見積書に日付がないのはなぜかと。黒塗りもしてねえのはわかる、黒塗りしたらへんのや何も。ちょっとそこは疑惑を持つとる。令和3年の前と言われたのでそれはそれで、とりあえずええですが、そのときに、いわゆる614本の数字がはっきり出ています。それからですね、ちょうど、令和3年で旧庁舎の検討委員会の提示された1億7,400万という数字が出ていますよ。解体費用1億7,400万、このときは、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、基礎杭が200本で単価をしたるというのはありますが、このときには、これは黒塗りのところを開示すればはっきりしますよ、これは。614本の特に1本単価いくら。その横には合計単価も書いてありますよ。黒塗りやでわからんだけで。こんなもの、別に今の話、このときになんぼやったということははっきり計算した答えが出とるわけですよ。これを教えてくださいよ。
管財課庁舎管理担当課長	先ほどもご答弁させていただきましたが、私ども、令和3年度の概算見積もり額に関しまして、杭の本数を200本とお話した事実はありません。栗津議員から今、杭の本数を200本というご発言がございましたが、私ども事務局に関しましては、一切、1回も杭の本数を200本としてお話した事実はありませんので、ご理解のほどお願いいたします。それから杭の本数に関しましては、1本の単価ではなくて総数の金額で明示されていたものでございますので、1本単価がそこに載っていたということではないことも併せて申し添えさせていただきます。
栗津委員	いいですか、黒塗りがどういう単価かは知りませんが、この2箇所、横に614本の2箇所、ここに私もちょっと、コピーいただいたんですが、ここの黒塗りね、ここ数量と書いて

管財課庁舎管理担当課長	あるんですよ、数量。数量と金額と書いてあるんですよ、この横に 600 本、614 本と書いてあるんですよ、これ。これ数量も書いてあるんですよ。そこを開示してください。開示してくださいよ。これは別に隠す必要はないはずやで、こんなもの。 私どもとしましては、そちらの黒塗りの部分は説明時におきまして、意思決定に影響を与えるものとして、情報公開の場にそぐわないとして黒塗りをさせていただきましたが、実際にその数量のところにしましては一式という形で式数が入っているだけで、単価は先ほどから申し上げているとおり記載されておりませんことを改めて申し上げます。
栗津委員	これね、いいですか。何も書いてなかったら黒塗りにする必要ないんやねえ。書いてあるんやろ、ここに。いいですか、ほんならこれ開示しやいいがね。何を隠さないかんの。隠す必要なんであるのかな。
管財課庁舎管理担当課長	先ほど来、何度もご説明をさせていただいておりますが、こちらの部分を開示させていただいた関係につきましては、意思決定期間の途中でございますので、情報として提供するにそぐわない部分として黒塗りをさせていただいている部分でございますので、改めてそのことをご理解いただければと思います。
栗津委員	この合計がね、合計が出とるんですよ、1 億 9,240 万とね。この数字もどっからでてきたかわからん、これ説明してまわな。我々には 1 億 7,000 って説明しとったんですよ。これ 1 億 9,200 万これはどういうふうに数字できたの。
管財課庁舎管理担当課長	全員の議員の先生方のお手元に配布されておりませんので、明確にお示しすることはできませんが、こちらの部分は先ほど申し上げたとおり、旧本庁舎及び中庁舎の解体工事の一体工事として見積もりをとらせていただいたものでございますので、令和 4 年 1 月に開催された第 4 回の旧庁舎あり方検討委員会の際には、中庁舎の部分を差し引いたうえでお示しをさせていただいたということになります。
栗津委員	これは委員長に申しますが、これ重要な案件なんですよ。いいですか、これも委員長命令でこの黒塗りのところを開示するように要求してくださいよ。何のために、これ我々は調

近藤委員長	査できんよ。 我々委員長からはできないと思いますけども。議論がずっとずっとこの時間で相当経っておりますけども、なかなか議員と、それから委員と執行部との溝が埋まらないといいますか、この件については時間も制約がありますけども、まだまだ他の議員も質問ありますね。質問ありますので、先ほど一部通告されてないということですけども、しっかり再度通告して、それでこれは予算に係ることで全議員がしっかりと数字も把握して、それから最終的にはイエスノーという予算についての大事な事案だと思いますので。
総務部長	先ほど来、入山の方からご説明させていただいておりますこの杭の関係につきましては、通告いただいておりますけれども、 （「送っている」と呼ぶものあり）
総務部長	FAX は事務局に届いたのであって、管財課には届いていません。いただいけません。時間までにはいただいけません。ただ、この杭の関係については、先般の議案質疑の折に私の方で訂正させていただいた、こういった経緯がございますので、今日のところはわかる範囲で全て答えさせていただいております。
栗津委員	当然わかる範囲で結構ですよ。ただし、杭の本数がこれほどまでに違ってきとる。ほんでこの黒塗りのね、私が言いたいの、ここのこれ、みんなコピーしてもらっても結構やが。みんなに渡したらへんと言うけども、渡してもらっていいよ、私もまあ一遍、再質問するでいいよ、委員長認めてもらうなら、これコピー皆に渡してくださいよ。終わってから私再質問しますよね。それでよろしいですか。
総務部長	改めてちょっと繰り返しになりますが、614 本という数字は、第 4 回のあり方検討委員会の折に事務局の方から提供したその積算となる見積書の中に、614 という数字が入っております。その数字を私どもは、中庁舎と本庁舎と合わせた数字だと思っておりましたが、業者の方に確認しましたら、もうその時点で図面で本数を確認したのが 614 であったということです。ここは事実誤認ということで私の方は訂正させていただいております。

栗津委員	その後、文化庁の詳細な図面と市役所にありましたその他の詳細な図面で、解体設計業者の方が正確に詳細に数を数えたら、それが 619 本になったということです。全然そのところには齟齬はございません。その中で、話が一つ 200 という数字が出てくるから、何か話がちょっと至らぬ方向に行ってるんかと思いますが、その 200 っていうのは、先ほど来から何回も説明しておりますが、標準的な建物の、標準的な一般的な杭だと 200 本のところ、あの建物は中間までしか杭が届いてないもので、杭の数がたくさんいるから 600 本ありましたということを何回も説明させていただきます。繰り返しになりますが、あり方検討委員会の 1 億 7,600 万円を 200 本の杭でもって積算したわけではございません。 あのね、標準的だというのは、私は本当に、私の聞き間違いかもしれませんが、よその岐阜市、各務原市ではいろいろ先般言われましたけども、その例に見合った本数というのはね、やっぱりそんなこと、私はこの間初めて聞いた。私の気持ちかもしれませんよこれは。 しかしね、この金額が非常に大事なんです、概算見積もりの。というのはここから今言われたように中庁舎を引いた金額 1 億 7,000 提示された。もうその 1 億 7,000 からこれ何でこういうことを聞いとるいうと、1 億 7,000 で例えば 2 億ぐらいならまだしも、1 億 7,000 から今度は両方でいくと 5 億 7,000 万か、この本庁だけで 4 億 7,000 万もかかると。これほど増額しておるんで、これ疑義が、私は思ってるんですよ、疑義が。なんでこんな高なったんやと。最初の見積もり、あまりにもずさんやねえかと、逆に言うなら。 そういうふうやで、しっかりこれ検討して今度の予算で賛成反対やらなあかんと、こう思っとるんですよ。ここの金額がいくらやわからんでいかんけど、この金額だけ出していたければ、今度、今の話予算書の見積もりもやね、どんだけの違いか出てくる。そういうことはっきりわかるんやで、何も隠す必要ねえ、こんな金額。今の話、総合計が出とるんやで。総合計が。山田議員言われるように、ここ 2 段書きになっとるんですよ。皆さん本当にコピーしてみんなに見てまわなあかん、これもう本当に。杭抜き本庁舎 300mm、8 m、614 本と、その下に杭抜き中庁舎、これは資料なしと書いてあるわけですよ。その見積もりはどうなっとる、ゼロかどうかは知りませんが、そういうとこで、はっきりこの数字が出れば、今度の 4 億 7,000 万あるいは中庁舎も入れて 5 億 7,000 万と。この数字の比較ができるわけですよ。そこから比較して、
-------------	--

	我々は、ほんならこの今度の予算が確かなのか。もう良いのか悪いのかというのが判断しやすいんですよ。これを提示してまわな判断できませんよ。
総務部長	あくまでもこの書類の取り扱いにつきましては、個人情報の保護の観点から情報公開できる範囲っていうのは限られておりますので、法律に基づいて、ルールに基づいて、私どもはお示ししております。先ほどから入山の方から何回も言っておりますが、私の方にも手元にございますが、そこには一式って書いてあります。一式のトータルの総額が右側に入っております。
管財課庁舎管理担当課長	恐れ入ります。お答えしてよろしいでしょうか。先ほど来、栗津議員からご質問にある関係につきましては、追加議案の詳細説明時においてご説明をさせていただいておりますが、改めて皆様にご説明をさせていただきます。 令和3年概算解体工事費につきましては、令和4年1月25日に開催されました第4回旧庁舎あり方検討委員会の審議資料として、事務局からお示しをさせていただいております。その際にお示しした金額は、令和3年度概算見積額1億7,630万円でございました。これまでも、議会において再三ご説明をさせていただいておりますが、この令和3年度の概算見積額につきましては、あくまでも、当時、把握できる範囲において、望楼を含む建築物解体及び杭抜き工事に係る工事費用を見積もったものでございます。解体工事後に、着工後にしか確認できない項目、概算見積時において、詳細な内容把握が困難である埋め戻し、近隣対策、周辺への家屋調査、アスベスト、PCB、汚染土壌等の有害物の除去、処分にかかる費用はこの数字の中には含まれておりません。 また、この概算見積額につきましては、旧本庁舎と同じ鉄筋コンクリート造りであり、かつ、同じ程度の面積や床面積を持つ施設を解体した場合における一般的な建築物解体及び杭抜きに係る当時の物価における概算費用を、市公共施設の解体実績のある事業者からの見積書として、参考にお示ししたものでございます。 次に、令和5年度の解体工事設計において積算された旧本庁舎に係る解体工事費といたしましては、令和5年度設計工事費として、総額旧本庁舎分として4億7,000万円となりました。旧本庁舎解体工事費4億7,000万円の内訳といたしましては、直接工事費が3億5,100万円、経費である共通仮設費が3,210万円、現場管理費が4,030万円、一般管理費が

4,660 万円となっております。令和 3 年度概算見積額の 1 億 7,600 万円と、令和 5 年度の解体工事費の約 4 億 7,000 万円のそれぞれについて、直接工事費と経費に区分けし、直接工事費の内訳をお示しするとともに、増額の主な要因や差額について比較した形で、令和 5 年 12 月の議案詳細説明時において、議員に資料を提供した上で、ご説明の方をさせていただいております。

その中におきまして、増額の要因について、まず初めに、概算見積額に算入されなかったものとして、アスベスト、ダイオキシン類等の有害物質の除去や処分として 5,227 万 1,000 円が挙げられます。これは、令和 5 年度実施のアスベスト調査により、アスベストの存在が判明いたしました。

また、今回の解体設計において、旧本庁舎の建築図面を紐解いたところ、望楼の内部に煙突として使用した形跡が見つかり、おそらく、昭和 34 年当時の建築当初において、暖房施設として望楼を利用していたと思われ、今回の解体設計において、ダイオキシンの存在の可能性が極めて高いと判断されたため、その調査によるものでございます。

次に、杭抜き工事でございますが、今回の図面等による詳細確認により、旧本庁舎に使用されている杭の本数が再確認され、杭抜き工事における難易度が判明いたしました。これらの杭は、軟弱な支持層にまでしか到達しておらず、かつ、老朽化により脆弱であるため、多数の杭を確実に抜くための工事難易度が上がり、この関係の増加分として 4,500 万円が必要となりました。

その他同じく、令和 5 年度解体設計における詳細確認により、電気設備及び機械設備の解体工事費として 4,726 万 3,000 円、近隣住宅、中学校等周辺環境への十分な安全性の配慮に向け、交通誘導員や家屋調査等の増加により 1,692 万 5,000 円の増加等、これら未算入の費用については、令和 3 年度概算見積額と比較し、総額 1 億 6,145 万 9,000 円の増加となっております。

次に、解体工事設計に影響を及ぼした社会的要因についてご説明しました。この関係につきましては、設計事業者等から実際にヒアリングを行ったものであり、これら関係者の意見をまとめたものでございます。

まず初めに、人件費の高騰があり、これは、建設業界における人手不足に伴う賃金の増加や、現在、社会的な問題となっている建設業の 2024 年問題。これらが令和 6 年 4 月 1 日から建設業においても、時間外労働時間の上限規制が適用されるもので、このことが、工期の長期化やそれに伴う人件費

とともに、共通費や管理費の高騰を招く要因となっており、また、燃料費が 1.2 倍から 1.3 倍に高騰していること、さらには資材や物価の高騰により、解体用重機の購入費やレンタル費、重機付属品が 1.5 倍ほど高騰していることに加えて、アスベスト等の法規制強化による処分費の高騰等が要因として挙げられることを、ご説明させていただいております。

次に、旧本庁舎自体の独自要因につきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、杭抜き工事の難易度がもたらす、工事工程の増加、さらには、望楼の解体においては約 20m において、機械による解体ではなく、手作業による、はつり解体工事を行わなければならないことが独自の要因として挙げられております。

以上のような要因により、令和 3 年度にお示しした旧本庁舎の解体に係る概算工事費 1 億 7,600 万円との比較においては、大きく増加しているということをご説明させていただいております。この増加要因については、私どもが報道で知り得る限り、ここ数年の物価高騰、人件費高騰等が要因となり、他の大型公共工事等においても同様の傾向を示しているものであると考えており、また、近年の県内近隣市役所の解体工事を可能な範囲で確認させていただいたところ、旧庁舎の床面積の大小に伴うスケールメリット等により若干の違いはございますが、1 m²当たりの単価は概ね 8 万円から 10 万円ほどとなっており、こちらについても、概ね妥当な数字であるものと考えているということも併せてご説明をさせていただきます。

さらに、財源の面におきましても、地方債における充当率 90%の公共施設等適正管理事業債の除却事業の活用を予定しており、財政負担を長期的に均衡化することで市財政への影響を少しでも軽減したいと、ここまでの部分を議案詳細説明時において資料を用いて説明させていただいております。

つまり、私どもが令和 3 年度の概算見積額を意図的に小さく見積もったということは決してありません。事実、解体費及び杭抜き工事の一般的な物価に合わせた金額で見積もりをとらせていただいた上で、今回、詳細な解体設計業務を委託した上で数字が出ておりますから、その点のことについては、改めて申し上げるとともに、議員の皆様方にはご理解をいただきたいと思います。

	庁舎解体というのは、まだこの 12 月に出てきたばかりやねえかな。最初から、中庁舎解体というのはいつから市の方は検討してたの。
管財課庁舎管理担当課長	恐れ入ります。回答してよろしいでしょうか。令和 5 年 6 月の議会におきまして、中庁舎を解体する旨をご説明させていただき、その予算を議員の皆様方にお認めいただいております。
総務部長	この資料の提供、概算見積書を出していただいたのは、第 4 回あり方検討委員会の事務局からの資料としてお示ししました。その議題としては解体費用、これは中庁舎に限らず、他の教育委員会、教育センターだとか北庁舎、そういった旧庁舎のあり方を検討する上で、解体費用っていうのがどれぐらいなのか、ということを委員の皆様がお知りになりたいということもございましたので、全てのそのとき議題として挙がっていた庁舎の解体費用については、お示ししております。
栗津委員	そのときに示された資料、ちょっと私は今そのときの資料手元にございませんが、そのときは、本庁舎は 1 億 7,000 万、中庁舎は 3,400 万であったというようなこと書いてあったと思うんですが、それを足しても、逆に言うところの 1 億 2,000 万、1 億 9,240 万か。数字もこれも合わん。さっき中庁舎は外した金額が 1 億 7,000 万と言われたけども、それも合わん。すべてね、聞くたびといいますかね、なんか今まで我々も、この資料もいろんな資料もなかったんで、いろんな質問ができなんけども、もう、本当これ疑義が出てくるでしょこれは。いつまでたっても、なかなか課長に聞いてとっても、なかなかちょっとほら、本当のことはなかなか言えへんやろしやな。
近藤委員長	それはいけない。
栗津委員	とにかくね、この一式のこれ開示できますよ、一式に書いてあるんならこれ、一式やここだけでも、いいですか。
総務部長	私どももできればお見せしたいんですが、私どもの説明が正しいことを立証するためにお見せしたいんですがけれども、これあくまでも個人情報の取り扱いの中でお見せすることができないんで、一生懸命、口頭でもって説明させていただ

栗津委員	いております。何度も繰り返しますがここには一式総額いくらってのが書いてあるだけです。 これね、いくら説明を受けてもね、私らの先入観でね、ええ、先入観でね、普通の常識のある議員さんやったら、ちょっとおかしいなと思われると、私は思いますよ本当に。いくつもいくつもね、最初から、新庁舎建設委員会のときから、いろんな資料を調べてますとね、少しずつずれが出てきとる、これがね、そんなことで小さなこと言ってもいかんが、とにかく私は、これだけ疑惑というとな怒られますが、疑惑と思われるような、市民にも説明しにくいというようなことがある。 そしてまた今後、この最初の1億7,000万にしても、教育委員会の教育センターよりも安い。そして普通一般常識から言ったら、理由はどうあれ整地費用まで見ますよこれは。その中で例えばアスベストが出てきたなんかなら追加費用でますよという説明ならいいですが、整地費用は別個ですよと、こんな普通の一般の、私も家を壊しておりますが、そんなことあったら追加費用どんどんどんどんかかってしまう。今度はまた私心配するのは、また追加工事、追加工事、予算がまた増額してくんじゃないかと、心配せんならん、このやり方やと。 ということでございますので、また恥ずかしい話だけど、これ皆さんご存知だけでも、私が一般質問した京都大学の中林先生の談合の発生している可能性があるという、それも高確率で発生している可能性がある。これはもう本当に私恥ずかしい、羽島市にとってこんなこと言われて。抗議申し込まないかん、先生に。それぐらいと私は思ってますが、またその確率のことは、これからも私は勉強します。ということでございますので、今度、この議案に対して私は修正議案を出します。議員の皆さんよく聞いてくださいよ、これ。議員は執行部のことをチェックすることが仕事ですので、しっかり議員の皆さんも考えてください。
安井委員	事業概要13ページ、2款1項5目、公有財産管理費3,452万5,000円について、お尋ねいたします。公有財産の管理、建物総合損害共済保険料、施設賠償責任保険料、職員駐車場用地の借り上げ料等の支払い、境界確定測量、岐阜県公共施設予約管理システムの導入を行うとお伺いしましたが、それぞれの内訳と、岐阜県公共施設予約管理システムの内容をお聞かせください。

管財課長	公有財産管理費の内訳としましては、公共施設予約システム関連予算が約 986 万円、建物総合損害共済保険料が 440 万円、施設等の賠償保険料が 96 万円、測量調査及び鑑定意見書等委託料が 198 万円、公用車及び職員駐車場敷地借り上げ料が約 1,730 万円となっております。岐阜県公共施設予約管理システムの内容につきましては、岐阜県及び共同調達を行う県内市町村の文化、スポーツ施設等の公共施設を、市町村の枠を超えて横断的に予約したり、空き状況の確認等ができるシステムでございます。
山田委員	引き続いて予算書 65 ページ。財産管理費。旧庁舎・中庁舎解体基金の関係についてお尋ねいたします。 先ほど来、栗津委員の方からも、いろいろ質問されておったようでございますけれども、いずれにいたしましても、私が開示をお願いした、要するに見積もりですね、この関係についての資料なんです、ここには明らかに日付がまずない。これはもうおかしい。その後に、日付があって、見積もりということが 60 日間とか書いてあるんですね。これ日にちななかったら、ちょっと困るんじゃないかなと思うことと、それからこの開示された中に、先ほどね、もうずっと続けて同じことばかりになります、はっきりと解体工事費が中庁舎、それから本庁舎、望楼と書いてあります。その中で、一番ちょっと問題になるのは杭抜きです。これはこの時点で、要するに令和 3 年、要するに第 4 回ですから、あれ令和 4 年の 1 月何日でしたかね、その前に、これ見積もりとってらっしゃると思うんですけども、614 本とはっきりここで一遍うたってるわけですね。そんな頭かしげとらんでもいいんですよ。その後、先ほどありました予算説明会の折に、3 年度と 5 年度との対比。この中には、その 200 本あるとかないか、言ったとか言わんとかの話じゃなくして、2,500 万の予算を組んだ。それから、何遍もご説明があった中に、5 年度の予算 3 倍になつとる。3 倍になったということは、当初これよりも 3 倍になつとることですから、逆算しても、ざっくり言って 200 本ぐらい、600 本やったら 200 本ぐらいと、こういう形に考えられるということね。 こういう考え方が非常に違うんですが、それともう一つ、その杭の問題もありますが、この令和 3 年度の概算見積もりの 1 億 7,630 万円の中身ですけども、解体工事費 8,750 万とありますね。そして、その下に電気設備撤去工事費、機械設備撤去工事費、処分費、これがね、この三つの問題は、こ

	の解体工事費の中に含まれとると書いてある。だからこの金額はいくらいうことは、全く私らには開示されておられません、わかりません。ところが令和5年度にくると、これが1億630万なんで、全部足すと要するに電気工事費696万3,000円、機械設備撤去費4,030万、処分費5,905万というのが出てきた。 それで多分、不自然に思うのは、要するに解体工事費にこの三つが含まれとるという、この問題点、いいですか。まず同じことを繰り返しますが、杭が初め614本は明確なんです。その後で調査した結果、中庁舎は110何本、中庁舎の方でというお話でしたけれども。この今の見積もりのところにもはつきりといってあるんですね。資料なし、中庁舎。これは本庁舎同等の想定で、計算されるということです。それは今後計算されるんでしょう。それはそれとして、とにかく本庁舎の関係については、614本というのは明確にここに出ておるわけです。それをあたかも、令和5年のときに杭が増えたから云々というようなお話、それで増額になりましたというような説明がありましたが、それは増額になることはいいんですが、ただ私が言いたいのは、当初に614という数字が出ておるにもかかわらず、それを公表せずに、最後に持ってくるということがちょっと疑問があるということを私は言いたいわけでありまして。
近藤委員長	答弁もらいますか。
山田委員	固めてどっちみちやってまうで。それからもう一つ、経費の関係ですが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、この関係の係数が書いてありますね、令和3年のとき。共通仮設費は3.75%の計算。それから現場管理費は12%、それから一般管理費は一般管理費が13%と、そういう係数なんですけども、この係数の出し方、これどうやって出すのか、ちょっとまた教えていただきたい。とりあえず、一遍それだけご回答願います。
管財課庁舎管理担当課長	先ほど来、何度もご説明をさせていただいておりますが、令和3年度に概算見積額として、徴取させていただいた金額に関しては、図面等の詳細な本数を確認はさせていただいております。これは訂正をさせていただいた上で、ご認識としては、その1億7,600万円の金額の中の杭抜きの本数は614本で積算されているということをご理解いただきたいと思いますし、なおかつ、経費の部分に関しましては、事業者の見

	積もり、それぞれ大まかに言って、そこが事業者の収益になる部分ではありますので、そこを隠す必要はなく、あくまでも一般的な部分として計上されている経費を載せているという状況でございますので、そのまま出させていただいたものでございます。
山田委員	今の所、ちょっと本数の関係もう一遍再度お願いします。なんかちょっとわかりにくかったんですけど。
管財課庁舎管理担当課長	何度もご説明させていただきますが、私どもは、令和3年度の概算見積額を200本として積算した事実はございません。先日の議案質疑において、総務部長におきまして、事実誤認があった上で、令和3年度の概算見積額に関しましては、614本で積算されていることを確認させていただいております。 つまり、1億7,600万円の概算見積額の中においては、杭の費用に関しまして、614本で見積もりをされているということを改めてご認識いただきたいと思います。よろしくお願いします。
山田委員	令和3年度の杭抜き工事が2,500万というのは、614本で計算された。今そういったお答えになりましたよね。それでいいんですか。
管財課庁舎管理担当課長	先ほどから同じことを申し上げておりますが、令和3年度の概算見積額、旧本庁舎解体工事費、旧本庁舎中庁舎解体工事費におきましては、614本で積算をさせていただいているということで、ご理解を賜りたいと思います。
山田委員	とても、今になってこの問題が出てきて、これを急にご理解してくれて、これ本当に大変困る話であって、だったらなんで5年度のときは3倍になったんや3倍。3倍っていうのはなんの3倍なんですか。
管財課庁舎管理担当課長	こちらに関しまして、先の南谷議員の議案質疑に関しまして、ご質問にお答えさせていただいておりますが、そちらの方改めて、ご紹介させていただきます。 解体設計において、工事の難易度が高いことが判明したことによる基礎杭の工事費の増加要因について、ご説明させていただきます。旧本庁舎においては、基礎杭が堅牢な地層に届いておらず、また、建設から60年以上が経過し、杭自体

	が老朽化、脆弱化している中で、大きく二つの増加要因がございます。 まず一つ目として、基礎杭を引き抜く方法についてでございます。一般的には、地表に近い杭の頭付近にワイヤーをかけ、引き抜くという輪投げ工法と呼ばれる方法が採用されますが、この方法では、旧本庁舎建設時に杭を打設していた状況から、仮に損傷や劣化した杭がある場合には杭の全長を引き抜けず、一部を地中に残置してしまう可能性があります。今回の設計では、杭の周りを円柱状に杭の長さより深く掘り進める、約 10.5m 程度になります。ケーシング削孔により、地表面から最も深いところにある杭の先端にワイヤーを引っ掛けて引き抜く方法を採用いたしております。この方法は、地中残置対策として、杭が地中に残らない方法であります。費用はかさみますが、杭の全長を引き抜ける方法を採用いたしました。 二つ目として、基礎杭の打設状況への対応についてでございます。旧本庁舎の杭は 619 本打設されており、それぞれの杭の間隔が非常に狭く地層の状況も不安定なことから、隣接、連続したケーシング削孔を行うことが困難であることから、抜き跡地盤の不良化への対応が必要となります。抜き跡地盤の不良化とは、杭を抜いた後の不完全な埋め戻しのために地中に隙間ができる等して、地盤が弱くなってしまうことで、地面の陥没や地盤沈下の原因になります。この抜き跡地盤の不良化を防ぐため、隣接、連続したケーシングを避け、削孔の掘削位置の間隔を空ける等、より慎重な作業及び時間を要することで、杭抜き全体の工事期間の長期化をもたらし、使用する重機等の経費や人件費の増加に繋がっております。 以上が杭の抜き取り工事の難易度が上がったことによる増加の要因でございます。加えて、引き抜いた杭の処分費に関しましても、従来より大幅に値上がりしており、さらに、燃料費、安全対策費、技術者不足等による各種単価の上昇についても、工事費の増額に影響を与えたことについてご理解いただきたいとご説明させていただいております。
山田委員	何遍も申し上げますけども、要するに令和 3 年度の、要するに杭抜き工事 2,500 万は、あくまで積算 614 本でしたと。こういうふうに理解すればいいですね。
管財課庁舎管理担当課長	そちらで結構でございます。

山田委員	であれば、一番初めの私が開示を求めたこの614本の金額、数値。これを開示してください。いいですね。
管財課庁舎管理担当課長	先ほども、総務部長がお答えをさせていただきましたが、私どもは個人情報保護の法令、あるいは内容に関して遵守した対応をとっておりますので、こちらの方を開示することはできないと考えております。
山田委員	見積もりとったんでしょう。見積もりと令和3年度とも若干違いますし、それから、ほんなら、先ほど申し上げましたように、電気設備工事、機械設備工事、撤去処分費、これは何で2に包括されるんですか。その答えをちょっと教えてください。
管財課庁舎管理担当課長	先ほど来、何度も申し上げておりますが、令和3年度の概算見積もり額は、あくまでも概算で見積もりをとった、あるいは正規の数字という言い方をすると、多少語弊が生じますが、一般的に、この庁舎を解体するのにいくら必要なのかという、わかる範囲で見積もりをとったものでございますので、山田議員がご指摘されるような内容の情報の提供をしておりますので、大まかに数字の中に読み込んだ状態でお示しをさせていただいているものとご理解をいただければ幸いです。
山田委員	見積もりはとったけれども、ただ、執行部側で適当に、なんか完全な包括的と言っとるんですから、適当に数字を変えて1億7,630万円に直したと。そういうふうでいいですか。
管財課庁舎管理担当課長	私どもは先ほどもご説明させていただきましたが、より詳細な内容を、見積もりをお願いした事業者に提供したわけではございませんので、杭の本数に関しては図面等の提供をさせていただきましたが、それ以外の詳細な内容につきましては提示をさせていただいておりますでしたし、適当なという言い方が適切かどうか、私どもの方の判断ではございませんが、一般的に解体を実施したことのある、公共の建物を解体した実績のある市内の事業者において、この建物を今の物価であったらいくらで取り壊せるかという問い合わせの概算見積額でございますので、何度もそれはご説明させていただいておりますが、いい加減にとったということではなくて、ある程度の概算でおおよその数字が知りたいという中に

山田委員	おいて、とらさせていただいた見積額ということでご理解をいただければ幸いです。 概算でとったやつがこれで正式に出てきとるんですよ、正式に。そうでしょ、概算でも。だったらやっぱ責任持って答えていただかんと駄目なんですよと私は思いますよ。 だからこれ解体費、いいですか、1億7,630万円の8,750万、ここの中にこの大きな、例えば令和5年度の撤去費がずっと含まれてますが、これざっと計算すると1億600万ありますね。これはほぼ同じだと思いますけども、けど令和3年のときにはこの撤去費は含まれておりませんよね、見積もりに、そうでしょ。その理由をお聞かせください。
管財課庁舎管理担当課長	含まれていないという事実ではなくて、おおよそこの建物を概算で取り壊したときにいくらになるかという中において、見積もりの積算をしていただいておりますことから、今、明確にその金額が含まれていないということではないというふうに私どもは考えております。
山田委員	そういう考え方でいきますとね、これ令和5年になると、解体費だけで1億3,000万入ってますよ。あと、その中の工事費は何か。別個で、1億6,300、いや1億6,000万が書いてあるわけですから、別に今の1億7,000万だって書けんことはなかったんですか。
管財課庁舎管理担当課長	先ほど来、何度もご説明をさせていただいておりますが、あくまでも概算見積額の算出におきまして、各項目の積算の指示をしたわけではございませんので、一般的な見積額の提出に関しまして、業者の方をお願いをした状況でございますので、そちらの方から今回の設計に関しましては、個別具体的な詳細な内容を積算しておりますので、その違いがあるというふうにご認識をしていただければ幸いです。
山田委員	じゃあ、その中の令和5年度の処分費がありますね、処分費。これは要するに、何の処分費なのか。それからもう一つ、解体工事費の中には、この処分費というのは入っとるのか入っとらんのか。ちょっとその辺、お答えください。
管財課庁舎管理担当課長	質問の意図が少しわかりづらくて、もう一度お願いできますでしょうか。

山田委員	この令和5年度の設計の中に、処分費というのが入ってますね。5,950万、入ってますよ。5番。令和5年度ですよ。普通我々が解体をお願いしますと、別に処分費いくらっていうことはね、解体費用の中でどんぶりでは実は出てきてしまっておるんですが、この1億3,000万が解体であって、この処分費というのはどういうふうに使われておるのか、ちょっとお聞きしたいです。
管財課庁舎管理担当課長	令和5年度の設計費の中における処分費に関しましては、いわゆるダイオキシン洗浄処分、アスベスト含有剤の処分等を含めた、いわゆる処分に値するものを含めた金額でございますが、令和3年における処分費というものに関してはアスベストあるいはダイオキシン等類は算入されておりませんことから、そのような違いが出ているものというふうにご認識していただければ。 あとはその処分費に関しましても、先ほどご説明させていただいておりますが、環境省の適用基準、法規制強化によりまして、処分費に関しましても、令和3年度からのたった2年のこの状況におきましても、処分費用というのがとてつもなく金額が高騰しております。それが影響しているということも事実でございますので、その部分をご理解いただいた上で回答とさせていただきたいと思っております。
山田委員	そういうことになるとね、この令和3年の、これちょっと違いますよね。令和3年にも同じこと書いてあるの、処分費。何遍でもくどいですが、機械電気の撤去費、この解体工事に含むと書いてある。この変更はまたどういうことなんですか。こういってね、とにかく、いろいろ問題点というのが、ちょっと食い違いが非常にあります。これいつまでやってもね、お互いの持論を言っただけなのか、どうかわかりませんが、これ一度、もう一遍きちっと、こういう委員会なり、執行部と議員とやるとか、そういう方法を考えていただいた方がいいと思いますが、とりあえず処分費のこと。ちょっと説明してください。
総務部長	先ほど、入山の方から何度もお話をさせていただいております。処分費も業者さんによって、その段階での概算見積もりで、あくまでも出していただいたと、その中には、ダイオキシンとかアスベストは入ってなかったと、調査してないものですからそういうことになります。全体を通して少し一つ紹介させていただきます。これ令和4年の3月1日付けの中

	日新聞の記事なんですけれども、これは羽島市の旧庁舎あり方委員会から市の方に答申のあった、その際の中日新聞の記事です。そこに委員長でありました内田教授の見解が記載されております。内田先生のお話といたしましては、解体費について、市は必要最小限度として約1億7,630万円（設計委託料を除く）と試算。内田教授は個人的な見解として、この試算をかなり低いと、保存に比べて解体が結構安いと思われると誤解される、というようなことを述べましたが、上積みがどれくらいあるかを精査しても、答申の結論に影響はないと考えるとコメントされております。 このあり方検討委員会からの旧本庁舎は解体すべきであるという答申を受けまして、その後、私どもの方も物理的な視点、それから財政的な視点、それから利用目的、そういったものを含めまして新たに検証して、この結論に至って、市の解体方針とさせていただき、議会の承認を得て、今契約案件を出させていただいておりますが、この解体費用について、いろいろ私どもも誠心誠意説明させていただいておりますが、それをどういうふうに受け止められるかっていうのは、議員それぞれの方々の考えもございしますが、この解体費用もさることながら、その建物の安全性、それから財政的な視点、そういったものを総合的に勘案した上でのこういった予算案、契約案の提案でございしますので、ご理解いただけたらと思います。
山田委員	今総務部長が総評みたいなことをおっしゃいましたんで、私の一応考え方もお伝えしていきたいと思います。
近藤委員長	質疑を行ってください。
山田委員	質疑ですよ。ですから、例えば、あり方検討委員会の中には一応やっぱり安いと、これは私も知っております。だからその他のダイオキシンかなんかね、増えることもこれわかります。これで増えたやつが結果的には令和5年度に発表された問題なんですけど、その前に大きくは財政、財政負担がかからない、かかるというのが一つの重要問題であろうと僕は思います。今、確かに総務部長もおっしゃいました財政的な問題ね。そうすると、これ今5億7,000入ってきます。まだこれから整地や云々でいろいろあるわけなんですけど、これ概算どんなもんでしょう、2億ぐらいかかりますか、今の整地や何かもやるということですので、そうしますと、私がざっと見積もっても8億ぐらいかかる。8億ぐらいね。8億と

というのは結構私は財政負担かかるじゃないかと。それから、こないだ5億7,000万も借金されましたよね。これは返済しなきゃならんと思いますよ。そうでしょ。

そうすると、これだけの経費がかかるのに、私から言うと、なぜ壊さなきゃいかんのかと、ずっと今までここ2年、3年と続けてやってきたこの建物そのものは、非常に価値のある、国の重要文化財にも匹敵する価値のある貴重な建物だと。だから残したらどうやという声が大きく挙がってるわけなんです。その最中にこういう問題。大きく上がり、まだ教育センターありますよ。いきいき元気館も壊しますよ。福祉センターも壊しますよ。そうでしょ。まだこれだけでもいくらかかりますか。4,5億はかかるじゃないか。もっとかかるんじゃないですかね、かなりの数字がね、負担になってくるんですよ。これこそ本当に将来負担に僕はなると、そのように思います。

ですからね、とにかく、そういうことやなしに、もっとお互いの言い分は言い合えばいいんですよ、これはやれば、その中から良いものを見出していく。それで、その最中に、京都大学から羽島市は談合の可能性があるというふうなことを指摘されておるわけですよ。だから余計真摯に受け止めて、ただ、私個人が喋っていくということじゃなしに、もっと素直に、これみんなね、税金が絡んでくるんですよ。例えば談合で高くなれば、市民に負担がかかるんですよ。そういういろんな面から、これ本当に問題のある今、過渡期だと思いますので、これいつまで同じことやってっても、時間が足りませんので、とりあえずはやめますが、とにかく疑問がある、疑問を持っています。

これおそらく皆さん、もっともっと調査なり再調査したら、そういう疑問点というのは、僕は出てくると思いますので、本当に皆さん慎重に、もしこれ仮にね、いろんな問題が起きたらこれだけいろいろ良い悪いをやった後、これ、おそらく前へ進んでいくでしょうけども、僕が一番怖いのは、談合の可能性があると、そういう問題があるんで、もし後からそういう問題が発覚したら、これこそ本当に我々にも責任があるというようなことになりますので、本当に慎重に協議していただくことをお願いして、一応私の質問を終わります。

豊島委員

概要書議第1号、令和6年度羽島市一般会計予算、2款1項1目7ページです。一般管理費で、会計年度任用職員報酬等1億8,053万7,000円について、前年度比2,477万4,000

	円の増額です。前年度も 5,418 万 4,000 円の増額でした。この会計年度任用職員の月給、それから時給別ございますが、その人員と有償インターンシップの人員、それから月給の職員の、月額の高額の金額と、最低額も合わせて詳細な内容をお伺いいたします。
職員課長	それでは会計年度任用職員報酬等につきまして、一般管理費における、月給及び時給の会計年度任用職員について、お答えさせていただきます。予算額が令和 5 年度と比較して増加した主な理由につきましては、職員課付職員の増、人事院勧告を踏まえた勤勉手当の支給に伴う報酬及び社会保険料の増等によるものでございます。予算上の人数につきましては、月給の会計年度任用職員は 54 人で、令和 5 年度と比べ 4 人の増加となっております。時給の会計年度任用職員は 18 人で、令和 5 年度と比べ、2 人の増加となっております。その内、有償インターンシップの予算上の人員につきましては、5 人を計上しております。月給の月額報酬につきましては、それぞれ勤務の時間や内容等の専門性等を考慮した上で、概ね 12 万円から 35 万円程度の水準となっております。
豊島委員	はい、ありがとうございます。もうお聞きしましたが、時給の報酬等になっておりますが、これは当然、最低時間給の賃金がありますが、今いくらとなっておりますか、時給の方は。
職員課長	時給の予算上の額につきましては、996 円でございます。
豊島委員	同じくその人件費のところ、職員人件費、これ一般の方ですが、こちら 7 億 8,036 万 9,000 円について、こちらは逆に前年度比 2,137 万 8,000 円の減額です。この詳細な理由をお伺いします。
職員課長	予算額が令和 5 年度と比較して減少した主な理由は、職員の異動に伴う変動分でございます。これにつきましては、主にコロナワクチン対策室の縮小や職員課付の育休職員の復帰等によるものでございます。
豊島委員	ありがとうございます。今お聞きした二つの事業と申しますか項目の、人員の増減ですね。会計年度任用職員は増。今、課長さんから理由も、特に一般職の方の人件費、こちらは減。こちらの異動とかいろいろありますが、これについて、

職員課長	関連があるかどうか、ちょっとお聞きしておきたいんです。 つまり何が言いたいかといいますと、会計年度任用職員等を増やし、一般職の人件費を抑制といいますか、人員を。そういう傾向というのを人事課としてお持ちなのか傾向を含めてお伺いをします。 一般管理費におきます人件費に関しましては、一般職員に関しましては、一般会計上、他の事業に当てはまらない事務の職員について計上しておりまして、会計年度職員につきましては、一般会計上の一般事務を行う職員についてこちらの予算にて計上しております。こちらの2事業の関連性につきましては、それぞれ別の要因により増減行われますので、直接的な関連はございません。
豊島委員	次も概要書でお願いします。13 ページ 2 款 1 項 5 目、財産管理費、この会計年度、同じく会計年度任用職員報酬等で 1,122 万 6,000 円について、前年度比 230 万 5,000 円の増額ですが、確かご説明では運転手さんへの報酬等の、こちらも人事院勧告を踏まえた増額とお聞きしましたが、人員と詳細な内容をお伺いします。
管財課長	増額の主な理由としましては、人事院勧告を踏まえた運転手 3 人の勤勉手当の支給に伴う報酬、社会保険料の増額等によるものでございます。
豊島委員	私も確か、運転手さん 3 人だと記憶しておりまして、ここ増員でもないんですが、これ 3 人でこれだけの、230 万 5,000 円も増額になるのですか、法的な計算上になれば。それだけ再度確認します。
管財課長	前年度と比較して 230 万 5,000 円の増額でございます。
豊島委員	同じく 13 ページ。概要書です。2 款 1 項 5 目、財産管理費の庁舎施設管理費 1 億 1,890 万 3,000 円について、前年度比 3,254 万 8,000 円の減額です。説明では委託費の減額によるものとのことでしたが、この減額の具体的な内容についてお伺いをします。
管財課長	減額の主な理由としましては、旧本庁舎関係の業務委託が完了したことによるものでございます。減額した内容としましては、旧庁舎、非常用発電設備移設点検業務委託が 247 万

	5,000 円、旧本庁舎解体等工事設計業務委託が 1,812 万 3,000 円、旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託は 1,000 万円、以上 3 件が令和 5 年度において業務が完了しております。
豊島委員	続いて、同じく概要書 13 ページ。2 款 1 項 5 目。こちらの公有財産管理費 3,452 万 5,000 円について、こちらは先ほど同僚議員もご質問になりましたが、前年度比 1,247 万円の増額です。増額の理由の多くが、岐阜県公共施設予約管理システムの導入に伴うものかと思いますが、このシステムの導入のメリットと今後の工程、それから導入後のこれからの経費について伺いをします。
管財課長	当システムの導入メリットにつきましては、岐阜県及び共同調達を行う県内自治体で同一のシステムを用いるようになるため、スケールメリットが働き、費用の軽減を期待できます。また、事務の集約化により、省力化や効率化を図ることが可能となります。加えまして、現在オンラインで予約可能な施設の他、新たに公共施設の拡充を行います。使用料のオンライン決裁が可能になる等の導入メリットがございます。なお、当システムは令和 7 年 1 月 1 日から運用開始予定で、導入後のランニングコストにつきましては、年間約 270 万円程度を予定しております。
豊島委員	同じく、財産管理費につきまして、職員駐車場用地の借り上げ等も計上されておりますが、総額と駐車場の箇所数、総駐車台数についても、伺います。
管財課長	一部公用車を含めた職員駐車場用地についてお答えいたします。借地料の総額は 1,731 万円。駐車場の箇所数は 10 ヶ所、駐車台数は 374 台分でございます。
花村委員	まず、予算書の 39 ページからお尋ねいたします。歳入ですけれども 13 款 1 項 1 目、庁舎使用料 86 万 2,000 円ですが、有料で貸し出すのはどこであるのか、またそれぞれの部屋の使用料はいくらなのかを報告してください。
管財課長	北庁舎の 2 階において、5 団体に行政財産の目的外使用を許可する予定となっております。各団体における光熱水費を含めた施設使用料をお答えいたします。岐阜労働基準協会羽島支部が 7 万 3,000 円、羽島口腔保健協議会が 14 万 2,000 円、羽島青年会議所が 7 万円、羽島ライオンズクラブが 7 万

	円、羽島ロータリークラブが6万2,000円でございます。その他本庁舎につきましては、証明写真自動撮影機が4万8,000円、ATMが1行当たり13万2,000円でございます。
花村委員	管財課長、今の報告は金額言われたけど、月額か年額か教えてください。
管財課長	こちら年額となっております。
花村委員	次に予算書52ページ、同じく歳入ですけども、16款2項1目の不動産売払収入100万円についてお尋ねいたしますけども、旧区画整理事業保留地の場所、面積、金額等、現状を報告してください。
管財課長	旧羽島市土地区画整理事業保留地で、現在普通財産である販売用地は2筆ございます。1筆目は羽島市福寿町本郷字大島669番で、面積は248.76㎡。売却金額は975万1,392円です。2筆目は羽島市江吉良町江中3丁目38番で、面積は118.09㎡。売却金額は410万9,532円です。
花村委員	事業概要に移りますけれども、こちらの7ページ、会計年度任用職員報酬等についてお尋ねをいたします。先ほどもこの関係で議論ありましたけども、私からは、月給の会計年度任用職員全体で何人雇用する計画なのか、また、令和5年度比増減はどれだけなのかについて、まずお尋ねをいたします。
職員課長	それでは、一般会計全体の会計年度職員について、お答えさせていただきます。月給の会計年度任用職員の予算上の人数は133人です。令和5年度と比較し2人の減となっております。
花村委員	その方たちの平均月給支給額はいくらなのか、期末手当と勤勉手当の支給はどのようにされる考えなのかをお尋ねいたします。
職員課長	月給の会計年度任用職員の予算上の平均の報酬月額、期末手当、勤勉手当についてそれぞれお答えさせていただきます。報酬月額は16万5,000円、期末手当は年間で29万5,000円、勤勉手当は年間で30万3,000円の支給を予定しております。

花村委員	次に、時給の会計年度任用職員は何人雇用する予定ですか。そして令和5年度比増減はどれだけになりますか。
職員課長	時給の会計年度任用職員の予算上の人数は401人です。令和5年度と比較し23人の増となっております。
花村委員	それでは時給の関係で、先ほどの質問で、支給額996円という報告でしたけども今年度比でいいますと、いくらの増減になりますか。
職員課長	昨年度の予算と比べ74円の増となっております。
花村委員	それでは、関連して岐阜県の最低賃金及び全国平均はいくらになっていますか。
職員課長	岐阜県が950円、全国平均が1,004円となっております。
花村委員	次、事業概要8ページの方ですけども、情報公開関係経費、情報公開審査会、個人情報保護審査会、行政不服審査会、それぞれの委員の人数と開催頻度について報告をしてください。
総務課長	情報公開審査会、個人情報保護審査会、行政不服審査会の三つの審査会の委員につきましては、それぞれ同じ方々にご就任いただいております、委員の人数は4人となっております。それぞれの審査会の開催頻度につきましては、年度により若干ばらつきがありますので、令和5年度における本日時点の開催回数でお答えします。開催回数につきましては、情報公開審査会、個人情報保護審査会、行政不服審査会の同時開催として1回、情報公開審査会として1回の合計2回委員の皆様にお集まりいただき、開催いたしました。同時開催を行った審査会につきましては、会長の選出や、情報公開及び個人情報の請求件数等の状況等について報告を行ったもので、各審査会に共通する内容であることから同時開催としております。
花村委員	事業概要、同じく8ページですけども、一番下の自衛官募集事務経費について、お尋ねをいたします。2万7,000円の予算ですけども、自衛官募集のために羽島市が実施する事業内容について、報告してください。

総務課長	自衛隊からの依頼により、募集対象者へのダイレクトメールの発送及び年 3 回の広報紙への募集記事の掲載を予定しております。
花村委員	自衛官募集はがきを送るのはどういった方々で、何人に送る計画ですか。
総務課長	令和 6 年度において、18 歳に到達する男女 238 名に対し、羽島市からダイレクトメールを発送する予定でございます。
花村委員	防衛省が募集はがきを送付する宛名住所をどのように入手をするのか、その際羽島市の行う事務作業は、どういった内容ですか。
総務課長	自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定に基づき、自衛隊からの住民基本台帳の一部の写しの請求があった場合には、該当者の郵便番号、住所、氏名について、宛名ラベルによる資料の提供を予定しております。
花村委員	それでは、宛名ラベルで提供する人数は何人なのか、それは該当する年齢の者全員分なのかどうかについても報告をしてください。
総務課長	令和 5 年度の状況でお答えします。令和 5 年度に自衛隊の申請に基づいて、宛名ラベルにより提供した人数につきましては、令和 6 年度に 18 歳及び 22 歳に到達する男女全員で、合計 1,334 名分でございます。
花村委員	羽島市から募集はがきを発送するのはいつごろでありますか。
総務課長	7 月上旬を予定しております。
花村委員	事業概要の 12 ページに移ります。ふるさと納税推進事業ですけども、4,921 万 7,000 円の内訳を説明してください。
管財課長	歳出予算 4,921 万 7,000 円の内訳といたしましては、返礼品及び配送料に係る報償費は 3,425 万円、各ポータルサイト利用及び収納に係る手数料が 1,341 万 6,000 円、寄付金受領証明書等の送付に係る通信運搬費が 94 万 8,000 円、寄付者

	管理にかかるサーバー使用料が 39 万 6,000 円、封筒等の消耗品費が 20 万 7,000 円となっております。
花村委員	このふるさと納税の寄付金として予算を見ると、1 億円の寄付額を見込んでおられますけれども、令和 5 年度現在までの寄付額はいくらですか。
管財課長	令和 6 年 2 月末現在におけるふるさと納税寄附金の受け入れ額は、2 億 3,361 万 500 円でございます。
花村委員	次に事業概要 13 ページの公有財産管理費について、お尋ねをいたします。職員駐車場用地借り上げ料について、1 台当たり借り上げ料、年額と月額でいくらになりますか。
管財課長	1 台当たり年間約 4 万 6,300 円、月額にしますと約 3,860 円の計算となります。
花村委員	駐車場の関係ですけれども、本庁舎北側駐車場の借り上げ料はいくらなのか、また何台分置けますか。
管財課長	本庁舎の北側駐車場の借地部分の借り上げ料につきましては、991 万 7,064 円でございます。駐車台数は 165 台分となります。
花村委員	事業概要 14 ページの公用車管理費について、お尋ねをいたします。公用車の台数を報告してください。また、令和 5 年度比どうなっていますか。
管財課長	公用車の台数につきましては、企業車及び消防車両を除き、77 台でございます。令和 5 年度予算と比較して 1 台の増となっております。
花村委員	詳細説明で前年度比増額の理由が修繕費の増額と説明ありましたけれども、その内容を説明してください。
管財課長	公用車に設置しておりますドライブレコーダーが老朽化したため、34 台を取り替えるものでございます。
豊島委員	先ほどご回答いただいたんですが、確認です。会計年度任用職員、概要 7 ページの、ご回答いただきましたが、月給の方の最高 35 万円というこの 35 万円は月給なのか、いわゆる

	ボーナスというか、支払いますね、2ヶ月でしたか、それとか社会保険とか、いろいろ。その他は別なのか、そこをお聞きします。
職員課長	月給で月額報酬 35 万でございます。含まずで、給料のみを示しております。
豊島委員	わかりました。その他、この人たちに支払う金額、それから負担分が市としてあるということによろしいですね。
職員課長	そのとおりです。
佐藤委員	先ほども、栗津委員と山田委員の質問に対しての執行部の答弁の中で、黒塗りの理由に関して、総務部長さんが個人情報保護のためっていうご回答されていましたが、他に意思決定過程情報であるためっていう説明もありました、結局どちらなのかっていうのを伺いたいです。
管財課庁舎管理担当課長	原則としては、個人情報というところにおいては意思形成過程の途中というところで、ご理解をいただければと思います。
近藤委員長	よろしいですか。その他。 (質疑なし)
近藤委員長	それではないようですので、これにて総務部及び選挙管理委員会事務局関係分についての質疑を終わります。ここで暫時休憩をいたします。これで総務部は退席していただいて結構です。執行部の入れ替えを行います。しばらくお待ちください。 (執行部入れ替え)
近藤委員長	引き続き、企画部関係分についての質疑に入ります。それでは質疑のある方。
安井委員	事業概要 17 ページ、2 款 1 項 7 目、総合計画事務経費 48 万 6,000 円について、お尋ねいたします。第 6 次総合計画の将来都市像である「心安らぐ幸せ実感都市羽島」を実現するため、後期実施計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を

総合政策課長	位置づけた各分野の施策事業の進捗管理を行うとともに、令和 7 年度を計画の始期とする次期総合計画の基本構想及び実施計画の策定を行うと伺いましたけれども、前年度と比較して 696 万 8,000 円の減額について、減額の理由をお聞かせください。 令和 5 年度におきましては、令和 7 年度からを計画期間といたします、次期総合計画策定に向け、広く市民の皆様方のご意見ご意向をお伺いし、計画に反映することを目的として、各種アンケート調査等を実施しております。 内容といたしましては今後の目指すまちづくりの方向性等に対するご意見ご意向をお伺いするため、無作為抽出した 15 歳以上の市民の方 2,000 人を対象とした市民アンケート調査や、市内企業の内、無作為抽出をいたしました 1,000 社を対象とした企業アンケート調査、応募いただきました 15 歳以上 35 歳未満の市内に居住または通勤通学する方々にご参加をいただきますワークショップ「アンダー35 羽島若者会議」の開催等を行っております。 令和 5 年度におきましては、これらの実施に伴います役務費 70 万 3,000 円、委託料 612 万 7,000 円等を予算計上していましたが、これらの業務が終了したことから、令和 6 年度予算におきましては減額となったものでございます。
豊島委員	事業概要でお願いいたします。事業概要 17 ページ、2 款 1 項 7 目、企画費の羽島市まちづくり推進事業 429 万円について、前年度比 37 万 3,000 円の増額です。ご説明いただいたときには、羽島市に U ターンをし、住居を取得・新增築した子育て世帯に対して給付金を支給する、等となっておりますが、今申し上げましたことに対して、この制度は 2 年目になるかと思えます。1 年目、つまり今年度の実績と来年度 2024 年度の予算、予定についてお伺いをいたします。
総合政策課長	議員お尋ねの給付金につきましては、義務教育就学前の子供を養育する市内に居住歴がある、市外にお住まいの方が、親との近居、同居を目的として市内に住宅を取得、あるいは新增築等された場合に交付をいたします、ハッピースマイル近居同居支援給付金でございますが、こちらの給付金の今年度の申請につきましては、現時点で 1 件でございます。 この給付金につきましては、本市への転入状況の特性に鑑み、市からの給付金と合わせ、独立行政法人住宅金融支援機構が提供いたします、全期間固定金利の住宅ローンであるフ

	ラット 35 の借入金利を一定期間引き下げる制度との連携により、政策効果を発揮することを期待するものでございます。このフラット 35 の金利引き下げの制度要件等を踏まえまして、本給付金の交付要件として、住宅の取得、新增築等の契約日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日以降を交付の対象としております。 本給付金につきましては、令和 5 年度から改称いたしまして、これまで数十件のお問い合わせをいただいておりますが、この住宅の取得、新增築等の契約日の要件に合致しないことが多く、今年度につきましては、交付実績が少ない状況にございます。令和 6 年度におきましては、この基準日から一定の期間を経たことから、要件を満たす件数が増えたと、見込まれ申請件数を 20 件と想定しております。
花村委員	事業概要の 14 ページからお尋ねをいたします。財政調整基金積立金ですけども、ここで 113 万 2,000 円の増額が運用収入によるものという詳細説明ありましたけども、どのような運用の仕方をするのか説明をしてください。
会計課長	地方自治法におきまして、「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により管理し、確実かつ効率的に運用しなければならない」とあり、地方財政法には、「預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券、その他の証券の買い入れ等の確実な方法により運用しなければならない」と規定されております。羽島市公金管理運用要綱、羽島市公金管理運用基準、羽島市債券運用指針において、市の保有する現金の管理及び運用について規定しております。 これらの規定により、基金運用は国債を主とした債券運用と大口定期の預金運用を実施しております。財政調整基金積立金の増額は、基金に対する債権の占める割合を計画的に高めることにより、運用益が増加する見込みであるためです。
花村委員	次に事業概要 17 ページの羽島市まちづくり推進事業についてお尋ねをいたします。岐阜羽島インター南部地区地区計画区域の未開発地域面積はどれだけになってますか。
総合政策課長	現時点におけますインター南部地区地区計画区域の企業未進出部分の面積につきましては、旧のインター南部東地区でございます、流通産業業務地区におきましては、約 1.8ha の用地がございます。またバローさんあるいは看護大学周辺

	の産業業務地区 A 及び B におきましては、駐車場や資材置き場等として利用されている用地を除き約 10.3ha ございます。
花村委員	産業業務地区 A 及び B における、令和 6 年度事業計画はどういったことですか。
総合政策課長	産業業務地区 A 及び B につきましては、地権者の皆様方により優先的に土地確保に係る交渉を行う企業が選定されて以降、当該企業が地権者の皆様との交渉を順次進めております。市では令和 6 年度におきまして、地区計画道路に係る用地取得や道路の施工を順次進める予定でございますが、当該企業の開発計画やその進捗に合わせ、調整を図りつつ進めてまいりたいと考えております。
近藤委員長	その他、ございますか。 (質疑なし)
近藤委員長	よろしいですか。それでは、これにて企画部関係分についての質疑を終わります。ここで暫時休憩をいたします。企画部は退席して結構です。なお再開は午後 1 時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 (執行部入れ替え)
近藤委員長	午前中に引き続き、午後から、次に市民協働関係分についての質疑を行います。それでは質疑のある方ご発言をお願いします。
河崎委員	事業概要 20 ページ、2 款 1 項 10 目、まちづくり推進費、市民協働推進事業の方のアダプトプログラムの方からですが、アダプトプログラムの今年度の増加件数及び増やす施策、また、支援内容について教えてください。
市民協働課長	本日現在のアダプトプログラムの登録件数は 17 件となっており、昨年度末と比較して 2 件の増加となっております。登録件数の増加に向けた取り組みといたしまして、現在ホームページによるご案内、市民協働課窓口におけるチラシの配布を行っておりますが、次年度はさらに市広報紙への記事掲載や自治会回覧によるご案内を考えております。本事業における市の支援内容につきましては、ボランティア保険への加

	入及び清掃活動の際に使用するゴミ袋と軍手の提供になります。
河崎委員	では、アダプトプログラムの清掃活動で集められたゴミの処分方法等を教えてください。
市民協働課長	清掃活動で集められたゴミにつきましては、事前に市へ届け出をいただくことで、地域清掃のゴミとして取り扱うことが可能となっております。この地域清掃のゴミの処理方法には、清掃実施者の方による直接搬入、または市による収集の二通りあります。市による収集を希望される場合は、届け出時に市からお渡しする地域清掃シールをゴミ袋に貼って、実施者の方があらかじめ指定された場所へ搬出していただくことにより、市が収集をさせていただきます。
原委員	事業概要 142 ページになります。4 段目、学校体育管理費 881 万 5,000 円についてお伺いいたします。令和 6 年度は学校体育施設 2 校でスマートロックシステム導入とありましたが、どこの学校で、また、運用方法についてお聞かせください。
スポーツ推進課長	令和 6 年度にスマートロックシステム導入の対象となる学校体育施設は、竹鼻中学校屋内運動場及び桑原学園後期課程屋内運動場でございます。現在の運用では、体育施設を利用する団体が、体育施設の鍵を管理する管理人宅で鍵と日誌を受け取り、利用後に管理人宅へ返却しておりますが、スマートロックシステム導入後につきましては、体育施設に暗証番号を用いて管理するボックスを設置して、そこで鍵と日誌を管理いたします。利用団体にはあらかじめ暗証番号を交付し、それを用いて体育施設に設置されたボックスを解錠する運用とさせていただきます。
原委員	続きまして事業概要 143 ページになります。下段、トップアスリート育成支援事業 196 万 5,000 円について、お伺いいたします。前年度予算増額の理由が対象案件の増加の見込みとありましたが、もう少し詳しくお聞かせください。
スポーツ推進課長	前年度予算額からの増加の理由は 3 点ございます。まず 1 点目は、現在のトップアスリートを強化指定選手 1 名が主要全国大会で優勝したことにより、トップアスリート特別強化指定選手に変更になるためでございます。2 点目につきまし

安井委員	ては、コロナウイルスが第5類に移行したことに伴い、スポーツ大会が制限なく実施されるようになったため、スポーツ大会出場者激励金の申請者が増加する見込みであるためでございます。3点目につきましては、パリオリンピック出場に伴う激励金の交付予定によるものでございます。 134 ページ 9 款 6 項 3 目 国民文化祭開催事業 1,065 万 5,000 円についてお尋ねします。令和 6 年度に岐阜県全域で予定されている国民文化祭が羽島市で開催されます。祭典に向け、太鼓の演奏が予定されているとのことでしたけれども、この国民文化祭の開催事業費が前年度に比べて 717 万 5,000 円増額しております。増額になった内訳を教えてください。
生涯学習課長	令和 6 年度岐阜県で開催されます国民文化祭において、羽島市では 10 月 20 日に太鼓の祭典が開催されます。増額の主な理由、内訳といたしましては、この太鼓事業を運営する団体への負担金となっております。負担金の中でも、会場使用料、特別出演者等の経費が多く占めております。
川柳委員	私からは、事業概要は 133 ページ、文化振興費、竹鼻町屋ギャラリー施設運営管理費について質問いたします。1,869 万 6,000 円について、前年度から比べて 104 万 7,000 円の増額ですが、その増額の理由を教えてください。併せてここ数年の町屋ギャラリーの入館者数の推移も教えてください。
生涯学習課長	増額の主な理由としましては、会計年度職員の増員と、会計年度職員に係る報酬及び職員手当等、美術作品の保管庫借り上げ料の増額によるものでございます。2 点目につきましては、直近 3 年間の入場者数の推移については令和 3 年度は 1,119 人、令和 4 年度は 1,613 人、令和 5 年度は 1,804 人と増加傾向でございます。
川柳委員	それでは、同じく予算概要書の 135 ページ、文化財保護事業 752 万 9,000 円について、前年度比、これもまた 592 万 6,000 円の増額になっています。説明によりますと、主に指定文化財の修繕、いわゆる竹鼻町の山車とか何とかを直すというようなことをお聞きしておりますが、その対象事業等の詳細な修繕内容等を教えてください。
生涯学習課長	文化財保護事業予算額の全体の内、指定文化財の修繕につ

花村委員	いては9割ほどを見込んでおります。令和6年度の修繕は、竹鼻まつりの山車保存修理、八劔神社狛犬の覆屋修理工事、中観音堂薬師寺の木造円空作仏像群の燻蒸を予定しております。 まず予算書の歳入の方から57ページですけれども、20款4項2目9節、教育費雑入についてお尋ねをいたします。文化センターのネーミングライツ料、ギャラリーネーミングライツ料、そして運動公園ネーミングライツ料でありますけれども、それぞれの契約先、契約金額、契約期間はどのようなふうになっていきますか。
生涯学習課長	私からは、羽島市文化センター及び竹鼻町屋ギャラリーのネーミングライツ料について、お答えをいたします。羽島市文化センターにつきましては、契約先につきましては、不二商事株式会社でございます。契約金額は総額1,000万円で、6期に分けて納付されることになっております。令和6年度の納付予定額は200万円でございます。契約期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日でございます。 続きまして、竹鼻町屋ギャラリーについてでございます。契約先につきましては不二商事株式会社でございます。契約金額の総額は500万円で、5期に分けて納付されることとなっております。令和6年度の納付予定額は100万円でございます。契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日でございます。
スポーツ推進課長	私からは、スポーツ推進課所管分についてお答えいたします。運動公園のネーミングライツ契約先につきましては、福寿工業株式会社でございます。契約金額は総額1,000万円で、6期に分けて納付されることとなっており、令和6年度の納付予定額は200万円でございます。契約期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日でございます。
花村委員	事業概要の方に移りますけれども133ページ、一番下の先ほども質問あった竹鼻町屋ギャラリー施設運営管理費ですが、竹鼻町屋ギャラリーでは令和6年度所蔵品展を1回、企画展を2回予定していますけれども、それぞれの展示内容について決まっている範囲で説明してください。
生涯学習課長	令和6年度は所蔵品展1回、企画展2回の計3回の展覧会を予定しています。展覧会の内容といたしましては、次のよ

	うになります。4月中旬から6月上旬にかけて、所蔵品展「静かなるものとの対話－花・果実・空間」、10月上旬から11月下旬にかけて企画展「うつわの美－佐藤典克展」、令和7年1月中旬から3月上旬にかけて企画展「はしまゆかりの立体造形作家たち」を予定しております。
花村委員	続きまして事業概要134ページ、先ほど質問ありました国際文化祭開催事業ですけれども、この開催期間はいつからいつまでですか。
生涯学習課長	令和6年度岐阜県全域で開催されます国民文化祭の開催期間は、10月14日から11月24日の42日間となっております。
花村委員	開催の内容で、先ほど羽島市で太鼓の関係行われるというような話もありましたけれども、全体で、羽島市でどういったことが開催されるのか、催しについて報告をしてください。
生涯学習課長	主な事業の一つ目としましては、先ほどお話にありましたよう、全国から太鼓の団体が集い、太鼓の演奏を行う太鼓の祭典を、不二羽島文化センターで10月20日に開催する予定です。 二つ目は、地域文化発信事業として、毎年開催される岐阜羽島駅前フェス、羽島美濃菊展において国民文化祭と関連させ、地域資源の魅力や特色を生かした取り組みを実施する予定でございます。 また、関連事業としまして、開催期間前においてでございますが、県内各市町村がそれぞれに誇れるものをモチーフにオブジェを制作する活動として、県民運動清流文化地域推し活動を行います。この活動では市民の皆様にオブジェの制作に参加していただく予定でございます。
花村委員	次に、事業概要138ページ、図書館事務経費についてお尋ねいたします。開館時間について報告をしてください。
図書館長	開館時間については、午前10時から午後6時までが基本となりますが、夏休みや冬休みと羽島市立学校の休業日につき、該当する期間については午前9時から午後6時まで開館しております。
花村委員	休館日はどのように取り扱っていますか。

図書館長	休館日につきましては、毎週月曜日、図書館整理日である毎月末日、年末年始の12月29日から1月3日まで及び蔵書点検日となりますが、月末が土日と重なる場合は開館し、月曜日が祝日となる場合は翌日が休館日となります。
花村委員	この図書館、生涯学習の基盤施設として効率的な運用を図るとしておりますけども、より多くの利用者を増やすため、そしてまた、皆さんに利用してもらうために開館時間の延長や、毎週月曜日等の休館日を減らして利用しやすくすることについての考えについて、どうお考えですか。
図書館長	現在開館日については、土日祝日が休日になる大多数の方に利用しやすい体制となっております。月曜日の休館日を減らして開館することや開館時間を延長した場合、人件費等を含めた施設運用費用が増加することが考えられます。また、休館日には開館中に実施できないシステムの調整等を行っているため、利用者が利用しやすい読書環境を維持するためにも、現在の休館日は必要であると考えております。
花村委員	事業概要139ページ、歴史民俗資料館施設管理費についてお尋ねをいたしますが、令和6年度に実施する企画展の予定について報告をしてください。
生涯学習課長	令和6年度は4回の企画展を予定しております。企画展の内容としましては次のようになります。4月上旬から6月中旬にかけて「アニメーションの歴史展」、6月末から9月中旬にかけて「神山征二郎の世界展」、10月初旬から12月中旬にかけて「八神城と毛利氏展」、令和7年1月初旬から3月中旬にかけて「昔のくらしと道具展」を予定しております。
花村委員	事業概要142ページ、総合型地域スポーツクラブ推進事業についてお尋ねをいたします。令和6年度においては、中学校休日運動部の地域移行のためにはどのように取り組まれる予定ですか。また、中央中学校の取り組みはどういうふうにする予定ですか。
スポーツ推進課長	中学校休日運動部活動の受け入れ先である市内三つの総合型地域スポーツクラブが効果的な活動が実施できるように、指導者謝金にかかる補助金を交付するとともに、現在も月に1回程度実施しております、三つのクラブの連絡協議会

	を継続し、クラブ間の更なる連携強化を図り、適切なクラブ運営ができるよう支援してまいります。 また、中央中学校の休日運動部活動の地域移行につきましては、令和4年12月から月1回程度、中央中学校、羽島なごみスポーツクラブ及び羽島南部スポーツ村と地域移行推進会議を実施し、協議を進めた結果、令和6年4月からの移行を見込んでおります。
近藤委員長	その他。 (質疑なし)
近藤委員長	それでは、市民協働部関係についての質疑を終わります。ここで暫時休憩をいたします。ここで市民協働部は退席されて結構です。執行部の入れ替えを行いますので、少しお待ちください。 (執行部入れ替え)
近藤委員長	それでは次に市長室関係分について、質疑を行います。執行部は着座にてご発言を願います。質疑のある方はご発言願います。
河崎委員	事業概要ページ 10 ページ 2 款 1 項 2 目文書広報費、文書広報推進事業、市ホームページ、LINE 等の各種 SNS 広報番組や外部人材を活用した動画作成等、様々な媒体等を総合的に活用し情報発信を行います、とありますが、こちらについてどのような点に留意して、情報発信を行っていますでしょうか。
秘書広報課長	情報発信を行う際には、発信の仕方、使用に留意しております。LINE では登録された方のニーズに基づき情報発信情報をお届けするパーソナル配信の導入。X や Facebook、Instagram では、年間契約の年間計画のもと、適切なタイミングで投稿を行う等、情報量が多い現代社会に対応する発信に努めております。 また、文章が多い情報発信になりがちな行政情報において、市民の皆様の目に留まりやすくするため、撮影編集スキルを持つ外部人材の活用を行う等、質の高い写真動画を市ホームページ、広報紙、SNS に掲載する等、新たな取り組みも行っております。

河崎委員	ありがとうございます。23 ページ、2 款 1 項 12 目災害対策費、防災施設管理費についてです。現在、倉庫にある備蓄品や資材の確認等はどのようにされていますでしょうか。
危機管理課長	年度内に発生する消費期限に伴う廃棄や、新たな購入に伴う搬入時に、倉庫内を職員の目視にて確認をしております。
豊島委員	それでは事業概要でお願いします。9 ページ 2 款 1 項 1 目一般管理費の市政功労者表彰事業 669 万 5,000 円について、前年度比 607 万 9,000 円の大幅な増額で、説明でもありましたし、ここにもありますように 70 周年に関わる事業関係の予算増とのことですが、事業内容とその事業に関わる予算の詳細、さらに、60 周年のときの関連予算についてもその対比と併せて伺いをいたします。
秘書広報課長	70 周年記念の開催に係る経費として増額となった主な内容内訳としましては、式典出席者への謝礼金や表彰に係る経費等の報償費として約 106 万 2,000 円、案内状や来場者記念品等の消耗品約 226 万 9,000 円、式典プログラムや配布する冊子等の印刷製本費約 95 万 8,000 円、式典の記録やステージでの映像出し業務に係る委託費 40 万 7,000 円、会場の使用料や設営に係る経費として 81 万 7,000 円等でございます。また、60 周年記念式典の際の関連予算額は 27 万 3,000 円でございます。増額となります主な理由としましては、式典出演者への謝礼金や消耗品、印刷製本費が増額となったためでございます。
豊島委員	概要書 10 ページ 2 款 1 項 2 目文書広報費の広報推進事業 1,005 万 7,000 円について、前年度比 608 万 4,000 円の大幅な増額です。前年度の職員課予算の移管もあるとの説明でしたが、そちらの金額はちょっとわからないんですけど、70 周年記念の動画ポスターの作成に 298 万円とお聞きしましたが、聞き違えておたらご訂正ください。それぞれどのような内容の計画をされているのか。その制作の日程と、どのようなところで使われるのか、予算の詳細な説明をお願いします。
秘書広報課長	市制施行 70 周年の記念動画・ポスターを制作するための費用として 298 万 7,000 円を計上しております。動画制作の経費としまして、その内約 260 万 2,000 円。内容としまして

豊島委員	は、市の歩みをテーマとする動画、アンバサダー「はしマイスター」を紹介する動画、市内地域を紹介する動画、市出身の著名人を紹介する動画、以上の4本の動画を制作します。 次に、市制施行70周年を周知するためのポスター制作の経費としまして、約38万5,000円。内容としましては、全国的に知名度が高い市出身の有名人を登用したポスターを制作します。 製作の日程につきましては、既に12月議会において債務負担行為としてお認めいただいておりますので、既に製作を行っております。動画は式典に、ポスターは4月のなるべく早い時期に市内公共施設等に掲示できるよう、製作しているところでございます。 次は概要書ですが、23ページ2款1項12目災害対策費、防災訓練開催事業38万9,000円について、前年度比で1万7,000円の減額で、減額のことも含めて、事業費の、私にとっては少なさは問題ではないかと思っております。お聞きするのは、2024年度は9月29日に中部地域で開催との説明でしたが、計画されている内容で、特に重点とされる項目が既におわかりでしたらお伺いします。また、市の防災訓練の開催時期が毎年一定していないことについて、過去にもお尋ねをいたしておりますが、国や県はご存知のとおりで、そして羽島市と災害時相互応援協定を結んでいる市の中の、特に親しくというか、お聞きもしておる須坂市では8月に防災の日を、大阪、阪南市では11月に開催という、このように決めておられることも以前もお話をしたかと思いますが、次年度からこういうことを定めることはできないのか併せてお伺いをします。
危機管理課長	防災訓練につきましてですが、近藤議員の一般質問でも回答させていただきましたが、来年度の総合防災訓練につきましては、今回の能登半島地震の教訓等を基に、地区会場訓練を実施する中部地区の方々と相談させていただきながら、今後訓練内容を検討していきたいと考えております。 続きまして、毎年開催日を決めておくことへの考えはということで、本市では対象地域となる各自治会の行事及び会場となる学校や体育館の使用状況から調整を行い、訓練日を設定しております。先ほどお話ありましたように、国では1923年の関東大震災が発生した9月1日を防災の日とし、防災の日を含む1週間を防災週間として地域の実情に応じて、防災訓練等の実施に努めることにしております。

	また平成 28 年に震度 7 の地震が襲った熊本市では、熊本地震を風化させないように、熊本市防災基本条例に地震発生日の 4 月 16 日を熊本地震の日として規定して啓発等を実施しています。 本市においては、明治 24 年 10 月 28 日の濃尾地震が例として挙げられますが、自治委員会や市民の皆様より、そのような日を防災訓練の実施日として定めるご要望がございましたら検討してまいります。
豊島委員	前向きといいますか、ありがたい。そのようなことは検討、ぜひしていただきたい。私は羽島市だと、先ほど申しましたように、一定のというのであれば 9 月 26 日の伊勢湾台風、そしてあとは 10 月 28 日でしたか、濃尾の地震くらいかなと思いついて、これはご答弁のとおり検討をお願いします。
花村委員	事業概要 9 ページの市政功労者表彰事業についてお尋ねいたします。先ほども市制施行 70 周年記念式典について質問ありましたけども、いつどこで開催する予定ですか。
秘書広報課長	記念式典につきましては、今年の 7 月 7 日日曜日に不二羽島文化センターのスカイホールにて開催する予定でございます。
花村委員	市政功労者表彰の方で、一般表彰と特別表彰、それぞれの対象予定人数はどれだけですか。
秘書広報課長	市政功労者表彰における一般表彰、特別表彰は、羽島市表彰規定に定められた基準に基づき、表彰を行います。予算計上において、所管課より報告を受けた表彰予定人数を踏まえ、一般表彰 40 人、特別表彰 15 人を見込んでおります。
花村委員	事業概要 10 ページの広報関係事務経費についてお尋ねいたします。新聞購読料という項目書いてありますけども、一般新聞はどの課で何部新聞を購読していますか。
秘書広報課長	広報関係事務経費においては、中日新聞、岐阜新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞を各 1 部ずつ購入し、市役所内で行政目的の内部資料として活用をしております。
花村委員	事業概要 23 ページ、防災施設管理費についてお尋ねをいたします。令和 6 年度配備を予定している災害発生時の応急

	活動に必要な資機材及び備蓄物資の説明をしてください。
危機管理課長	令和6年度は例年のアルファ米、クッキー等の備蓄食料の他、現在進めています停電対策の強化として、県の補助金等を有効活用し、指定避難所となる中学校等で使用するポータブル蓄電池を5台、ソーラーパネル1台、発電機1台、指定避難所や指定緊急避難場所等の備蓄倉庫や災害支部となるコミュニティセンター等、約30箇所にヘッドライトを5台ずつ、計155台を購入する予定です。
花村委員	この同じ23ページ一番下の防災ステーション施設管理費についてお尋ねをいたします。ここの除草清掃の管理委託先はどこでありますか。また、施設全体の維持管理は市の直営で実施するのかどうかについてお尋ねをいたします。
危機管理課長	令和6年度の委託先につきましては、これから契約手続きを行いますので、令和5年度の実績でお答えします。除草につきましては、指名競争入札により有限会社安井建設が、清掃につきましては、随意契約により公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会羽島市事務所に委託しております。施設全般の維持管理については、予約管理や鍵の受け渡しを含め、市が直接管理しております。
近藤委員長	その他。 (質疑なし)
近藤委員長	それでは、これにて市長室関係分についての質疑を終わります。暫時休憩をいたします。ここで市長室は退席いただいて結構です。執行部の入れ替えを行いますので、少しお待ちください。 (執行部入れ替え)
近藤委員長	それでは次に消防関係分について、質疑を行います。執行部は着座にてご発言ください。質疑のある方はご発言をお願いします。
佐藤委員	まず事業概要の106ページで8款1項1目消防本部自動車管理費の関係でお尋ねをいたします。NHKのテレビ放送を受信できるカーナビゲーションシステムを搭載された消防本

消防総務課長	部自動車がございますか。ある場合、当該自動車に係る放送受信料は、こちらに含まれておりますか。該当の場合、金額はいかがですか。 消防本部自動車と同様に、消防団自動車についても同じく質問いたします。お願いいたします。 消防本部では、NHK のテレビ放送を受信できるカーナビゲーションシステムを搭載した自動車を 4 台保有しております。これらについては、消防庁舎ごとに契約をされ、一部事業所割引が適用されておりますので、4 台分の受信料は 2 万 3,094 円と試算されます。 なお、NHK 放送受信料は消防本部自動車管理費ではなく、常備消防事務経費に予算計上されております。 また、消防団の車両につきましては NHK のテレビ放送を受信できるカーナビゲーションシステムを搭載した車両はございません。
後藤國弘委員	それでは、事業概要 106 ページからお聞きしたいと思います。8 款消防費 1 項 1 目常備消防費からお聞きをいたします。常備消防費は一番下段、消防活動費からお聞きをいたします。今回、ドローンを購入するということであります。全国的にもこのドローンを利用して、消防本部が災害対応を行っているケースが増えてきておりますので、今回何機購入予定で、その目的と使用方法について、まずお聞きします。
消防署長	ドローンの購入数につきましては、1 機を予定しております。ドローンの活用用途としまして、火災発生時において、上空からの情報収集や消防隊の活動状況の把握、火災調査時における延焼方向の確認、水難事故発生時における要救助者の搜索、部隊の活動状況の確認等で活用を考えております。
後藤國弘委員	一応現在はそういった活動を考えてみえるということであります。ドローンに関しては俯瞰した情報を得られるということで、それ以外にも今後は大規模災害等、地震や水害等に関しても利用可能ではないかなというふうに考えております。こうした俯瞰した情報、得られた情報を今後はどのように活用され、共有していくのかをお聞きいたします。
消防署長	ドローンにより上空から収集しました情報は、地上部隊や現場指揮本部へほぼリアルタイムで共有し、円滑な部隊指揮の実施、部隊の安全管理、他機関との情報共有、活動内容の

	調整等に活用させていただきます。
豊島委員	それでは消防関係ですけど、まず概要書でお伺いします。106 ページ 8 款 1 項 1 目、常備消防費の常備消防事務経費、2,727 万 8,000 円について、前年度比 482 万 4,000 円の増額です。増額の主な内容をお伺いします。
消防総務課長	常備消防事務経費の主な増額内容といたしましては、難燃性活動服の貸与に約 275 万円、令和 6 年度から徴収される金融機関への窓口収納、公金振替手数料として約 70 万円、消防職員の大型免許取得補助として 36 万円を計上しております。加えて、貸与品等の価格上昇に伴い約 50 万円増額となりました。
豊島委員	今のお答えの中で、来年度からの金融機関への振り込み手数料が消防関係だけで約 70 万円とお聞きいたしました。 ここで、予算決算特別委員長のご許可をいただいておりますので、会計管理者、会計課長さんにご出席をいただくようお願いしました。それは消防本部の方でのお答えはちょっとできないというか、所管が広範囲にわたることですので、委員長の許可をいただきました。先ほど言いました振り込み手数料の関係ですが、今消防の坂課長さんに消防関係だけを再度お伺いするつもりでしたが、各部局や各課、各事業ごとに多くの振り込み手数料が計上されて予算の増額となっております。予算書や概要から全てを知ることは、私にとっても不可能であります。かといって個別に全てお聞きしていたのでは効率的ではありませんので、金融機関を担当されておられる所管部局の部課長さんに、この新年度からの金融機関への振り込み手数料について、その経緯、手数料金、病院等を含めた市の総額、そして県内の自治体等の状況についてお伺いをいたしたいのですが。 これ調べるのに時間も必要かと思いますので、可能ならば、予算決算特別委員会の開会中にでもご報告いただければと思います。いただけたところだけ本日ご回答がお願いできればと。後のことについては時間的なこともありますので、調査等の。委員長に取り扱いは一任をいたしておきます。先ほどの点だけは、ご回答いただける点をよろしくお願いします。
会計課長	公金収納等事務につきまして、適正な経費負担の見直しにより、公金収納等の事務の効率化、合理化を通して、国民生

	活の利便性の向上及び社会経済活動全般の効率化を図る旨の総務省通知がありました。これを受けまして、指定金融機関との協議により、公金の支出についてこれまで無料であった振り込み事務に、手数料負担が発生するものです。ただし、給与、賞与の振り込みには発生いたしません。 手数料金額は税抜き 1 件につきまして、電送サービスにおいては自行 100 円、他行 162 円、帳票においては自行 3 万円未満 300 円、3 万円以上 500 円、他行 3 万円未満 600 円、3 万円以上 800 円です。市の予算総額は、企業会計も含めまして 1,615 万 2,433 円です。県内自治体の状況も同様でございます。
豊島委員	実は消防のここだけでなく、明日以降の通告してある関係事業についても発生してきておりましたので、まとめてご回答いただきまして、会計課長さんありがとうございました。 消防の方続けます。概要書の 106 ページ、8 款 1 項 1 目常備消防費で、先ほど同僚議員もお尋ねありましたが、消防活動経費の 1,711 万 1,000 円については前年度比で 403 万円の増額で、特にその中で私はドローンの購入といいますか、その関係の費用に増額を見まして、これについて、お尋ねは、ご答弁詳細にいただいておりますので、一点だけ申し上げますと、この災害対応ドローンの購入等、活動の充実、大変心強いということで、ドローンの導入については消防関係だけでないということで、既に導入の考えについて、過去にご答弁をいただいております、その当時ご質問したときには、ご答弁では導入の計画検討はないということでした。その当時、質問の同じ年度の直後に建設部関係で導入されたとき、どうなっとなんだよなど。使途の方針に疑問を抱いたことを申し上げ、ただ今回の計上には大変賛成しておりますので、それも申し上げておきます。 次にお願いします。107 ページですが、8 款 1 項 2 目非常備消防費、消防団運営費の 3,000 万 7,000 円について、前年度比 360 万 6,000 円の増額となっております。増額の主な内容について伺いをいたします。
消防総務課長	消防団運営費の主な増額内容といたしましては、高視認性雨衣等の消防団充実装備品の購入で、約 306 万円を計上しております。加えて、従来からあるヘルメット、防火衣、活動服等の装備の更新費用等が、約 50 万円増額となりました。

豊島委員	次に、同じく概要書 108 ページの 8 款 1 項 2 目、非常備消防費、消防団施設管理費 251 万 6,000 円について前年度から増額ですが、消防団施設管理費の増額の主な内容についてお伺いをします。
消防総務課長	消防団施設管理費の主な増額内容といたしましては、各分団が使用しておりますホース乾燥塔 11 基のウインチワイヤーの修繕費用といたしまして、約 140 万円を計上し増額となりました。
豊島委員	107 ページ消防備品整備事業、消防施設費の消防備品整備事業 747 万 6,000 円、こちらも増額ですが、主な内容についてお伺いをします。
消防総務課長	消防備品整備事業の主な増額内容といたしましては、備品購入費として、消防団充実装備品の内、小型動力ポンプ、投光器及び発電機に約 550 万円、冬季に潜水隊が着装するドライスーツに約 40 万円を計上したため、増額となりました。
豊島委員	次に 109 ページの 8 款 1 項 3 目の消防施設費、こちらは消防救急デジタル無線設備管理費の 1,779 万 3,000 円について、前年度比 1,339 万 7,000 円の増額となっております。設備の更新、交換とのご説明でしたが、現在使っている機器の運用開始時期と、これは何年ごとの更新が予定されるのか、お伺いをします。
救急指令課長	現在の消防救急デジタル無線設備は、平成 25 年 4 月 1 日から運用しています。令和 6 年度の更新予定機器については、蓄電池及び管理監視制御装置でございます。なお、更新推奨時期については 5 年でございます。
花村委員	事業概要 106 ページの職員人件費からお尋ねいたしますが、まず消防の定員と現在の職員数を報告してください。
消防総務課長	消防の定員は 88 人で、本日現在の職員数は 84 人でございます。
花村委員	女性消防吏員の採用の予定はありますか。女性の応募者あるいは問い合わせはありましたか。
消防総務課長	消防職員の採用につきましては、性別は限定しておらず、

	女性にも等しく採用試験の機会を設けております。令和5年度に実施した採用試験において、女性の応募者及び問い合わせはございません。
花村委員	事業概要 109 ページ消防施設改修事業についてお尋ねをいたします。南分署の改修工事が予定されておりますけども、これは女性消防吏員採用のための取り組みの一環ですか。
消防総務課長	南分署の改修工事につきましては、トイレ、浴室、照明の改修工事及び消毒室の設置工事を予定しております。女性用トイレの改修工事も行いますが、女性消防吏員の採用の取り組みとして実施するものではございません。
近藤委員長	その他。 (質疑なし)
近藤委員長	それでは、これにて消防関係分についての質疑を終わります。暫時休憩をいたします。ここで消防は退席いただいて結構です。執行部の入れ替えを行いますので少しお待ちください。 (執行部入れ替え)
近藤委員長	それでは次に、会計、監査委員事務局及び議会事務局関係分についての質疑を行います。執行部は着座にてご発言ください。質疑のある方はご発言を願います。
佐藤委員	事業概要 34 ページ、2 款 6 項 1 目、監査委員事務経費の関係で、都市監査委員会研修の開催予定回数と場所、どのような研修であるか、また、主催者についてお伝えください。
監査課長	監査委員会の研修は、例年、岐阜県都市監査委員会、東海地区都市監査委員会が主催する総会に合わせて行われる研修会と、東海北陸近畿の3地区が共催する都市監査事務研修会、合わせて3回の研修が計画されています。参加者は会員都市の監査委員及び事務局職員です。 令和6年度の開催場所は、岐阜県都市監査委員会が美濃市、東海地区都市監査委員会は松阪市、3地区共催都市監査事務研修会は静岡市で計画されております。研修内容は、地方公共団体の監査制度や行財政改革等、様々な観点から自治

	体監査のあり方等を研修します。
佐藤委員	事業概要 34 ページ、2 款 6 項 1 目、固定資産評価審査委員会事務経費の関係で伺います。固定資産評価審査委員会運営研修会の研修の開催予定回数、場所、どのような研修であるか、また、主催者及び参加者、そして固定資産審査委員会の近年の開催状況について伺います。
監査課長	固定資産評価審査委員会の研修は、オンライン研修 1 回を計画しております。主催者は一般財団法人資産評価システム研究センターです。参加者は、固定資産評価審査委員会と事務局職員です。研修の内容は、固定資産税制度や固定資産税関係判例等の解釈等になります。 また、近年の固定資産評価審査委員会の開催状況は、令和 3 年に審査の申し出が 1 件あり、審査会を 2 回開催しております。令和 4 年、5 年は申し出がなく、審査会は開催しておりません。
佐藤委員	続きまして、事業概要 34 ページ、2 款 6 項 1 目公平委員会事務経費の関係で、公平委員会連合会による研修の研修開催回数、場所、どのような研修であるか、また、主催者及び参加者と公平委員会の近年の開催状況について伺います。
監査課長	公平委員会の研修は、例年、岐阜県公平委員会連合会及び全国公平委員会連合会東海支部が主催する総会に合わせて、2 回の研修会が計画されております。参加者は連合会に所属する公平委員会の委員及び事務局職員です。 令和 6 年度の開催場所は、岐阜県公平委員会連合会は羽島市で、全国公平委員会連合会東海支部は大垣市で計画されております。研修の内容は、実際に申し出があった公平委員会からの審議事案発表による研修等を行っており、また、公平委員会の開催状況は平成 25 年に開催以降、現在まで開催されております。
豊島委員	概要書で 34 ページの 2 款 6 項 1 目の監査委員費の固定資産評価審査委員会事務経費 25 万 2,000 円について、今同僚議員から質問ありましたが、その他で、これ前年度から比べて 10 万 8,000 円の増額で、評価替えの年に対応するためではないかと確かお聞きしたと思いますが、そこで先ほどの質問とかぶらないところで、その増額の委員会、新年度は何回を予定してそれが増額の主な理由かどうかの確認を併せて

	お伺いします。
監査課長	こちらの方は、例年は1件を予定しております。1件で予定をしておりますが、今年度はもう1件追加をして2件で予定をしております。
花村委員	事業概要 12 ページの会計管理事務経費についてお尋ねをいたします。本年度から運用している会計伝票の電子決裁システムの概要について説明していただきたいということと、需用費の減少に至った理由はどういったことなのかも報告をしてください。
会計課長	当市の DX 推進事業の一つとして、財務会計システムに電子決裁システムを導入しております。その概要は、従来会計伝票の決裁を押印により行っておりましたが、電子決裁システムを利用し電子化することによって、伝票の紛失リスクの軽減、紙の削減等を図るものです。 需用費の削減の主なものは、紙伝票を製本する必要がなくなったことによる表紙印刷製本費、製本する際の台紙、紙ラベル等の消耗品費です。
花村委員	事業概要 34 ページ、監査委員事務経費についてお尋ねいたします。事務監査請求できる監査対象は何かということ、また、請求に必要な人数は、現在の羽島市の人口に鑑みるとき何人になりますか。
監査課長	事務監査請求は地方自治法第 75 条に規定されており、事務監査請求ができる監査対象は事務の執行全般におよびます。また、請求に必要な人数は、選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署が必要となります。羽島市の場合、令和 6 年 3 月 1 日時点の選挙人名簿に登録されている者の総数は 5 万 5,324 人となっており、この時点での 50 分の 1 は 1,107 人となります。
花村委員	住民からの事務監査請求が提出されたとき、監査を行うのは誰ですか。
監査課長	監査は監査委員が行うことになります。
近藤委員長	その他。

近藤委員長	(質疑なし) それでは、これにて会計、監査委員事務局及び議会事務局関係分についての質疑を終わります。これをもちまして予算決算特別委員会を終了いたします。 【閉会 午後 2 時 04 分】
--------------	---